



宮 崎 県 公 報

平成25年4月4日(木曜日) 第2476号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○事務所の名称の変更について…………… (消防保安課) 1	頁
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 1	
○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○道路の区域の変更 (4件)…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (5件)…………… (“) 3	
○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 4	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 4	
○都市計画の変更 (4件)…………… (都市計画課) 4	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 5	

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………… (税務課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (3件) … (商工政策課) 5	
○農業振興地域整備計画の変更の案の縦覧…………… (農村計画課) 7	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 8	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 8	
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令 (

3件)…………… (管理課) 8	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (“) 9	
○基本測量の実施の通知…………… (“) 9	
○基本測量終了の通知…………… (“) 9	

病院局公告

○入札公告 (2件)……………10	
-------------------	--

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………11	
-------------------------------	--

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………12	
------------------------	--

監査委員公告

○監査結果に基づき講じた措置の公表……………13	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………15	

選挙管理委員会告示

○不在者投票のできる施設の指定……………26	
○不在者投票のできる施設の指定変更……………27	
○不在者投票のできる施設の指定取消し……………27	

海区漁業調整委員会指示

○漁業法に基づく指示……………27	
-------------------	--

県議会告示

○公印規程の一部を改正する告示……………27	
------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 231号

消防法 (昭和23年法律第 186号) 第13条の 5 第 1 項及び第17条の 9 第 1 項の規定により委任した危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の名称について、次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更前の事務所の名称

財団法人消防試験研究センター 宮崎県支部

2 変更後の事務所の名称

一般財団法人消防試験研究センター 宮崎県支部

3 事務所の名称を変更する日

平成25年4月1日

宮崎県告示第 232号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
24年-95	映画	浮気調査 情欲裏ファイル	関根組 <オービー映画>	平成25年3月19日
24 -96	映画	むっちり家政婦 吸いつきご奉仕	渡辺 (元) 組 <オービー映画>	
24 -97	映画	豊乳教師 おあずけ補習	加藤組 <オービー映画>	
24 -98	映画	人妻エロ道中 激しく乗せて	田中組 <オービー映画>	

24 -99	映画	熟女の色香 豊潤な恥蜜	池島組 ＜オーピー映画＞
24 -100	映画	大淫乱 飛び散るスケベ汁	池島組 ＜新東宝映画＞
24 -101	映画	発情おねだり 夜ごとの快楽	深町組 ＜新東宝映画＞
24 -102	映画	フィギアなあなた	ファミファタル、角川書店 ＜角川書店＞
24 -103	映画	甘い鞭	ファミファタル、角川書店 ＜角川書店＞
24 -104	映画	NO ONE LIVES ノーワン・リヴズ (原題) NO ONE LIVES	ファインフィルムズ (アメリカ)
24 -105	映画	チキン・オブ・ザ・デッド／悪魔の毒々バリューセット (原題) POULTRY GEIST:NIGHT OF THE CHICKEN DEAD	エデン (アメリカ)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 233号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1290	株式会社 山崎林業 代表取締役 尾前増男 日向市曾根町4丁目104番地3	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	株式会社 山崎林業 日向市曾根町4丁目104番地3

宮崎県告示第 234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年4月4日から平成25年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字山ヶ所字広木野原9454番1地先から同郡同町同大字同字9464番1地先まで	旧	18.0～28.0	49.0
				新	21.0～50.0	49.0

宮崎県告示第 235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年4月4日から平成25年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川575番1地先から同郡同町同大字同字575番1地先まで	旧	10.0～35.0	128.0
				新	25.2～35.0	128.0

宮崎県告示第 236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年4月4日から平成25年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道221号	えびの市大字大明司字村ノ前885	旧	12.2～15.4	192.6

番 5 地先から同市同大字同字 876 番 4 地先まで	新	12.9～ 17.6	192.6
------------------------------	---	---------------	-------

宮崎県告示第 237号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 4 月 4 日から平成25年 4 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字鳥越1213番1地先から同郡同町同大字同字1196番3地先まで	旧	6.0～ 17.0	235.0
				新	8.0～ 32.0	235.0

宮崎県告示第 238号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 4 月 4 日から平成25年 4 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字山ヶ所字広木野原9454番1地先から同郡同町同大字同字9464番1地先まで	平成25年 4 月 4 日

宮崎県告示第 239号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 4 月 4 日から平成25年 4 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川 575番1地先から同郡同町同大字同字 575番1地先まで	平成25年 4 月 4 日

宮崎県告示第 240号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 4 月 4 日から平成25年 4 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 221号	えびの市大字大明司字村ノ前 885番5地先から同市同大字同字 876番4地先まで	平成25年 4 月 4 日

宮崎県告示第 241号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 4 月 4 日から平成25年 4 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 221号	えびの市大字大明司字田子 423番	平成25年 4 月 4 日

		2 地先から 同市同大字 同字 406番 1 地先まで	
--	--	--------------------------------------	--

宮崎県告示第 242号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 4 月 4 日から平成25年 4 月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字鳥 越1213番 1 地先から同 郡同町同大 字同字1196 番 3 地先ま で	平成25年 4 月 4 日

宮崎県告示第 243号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県小林木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称
一級河川川内川水系白川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成25年 4 月 4 日
- 3 廃川敷地等の位置
えびの市大字内堅字三反 734番地先から
えびの市大字内堅字三反 731- 1 番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 682.82㎡

宮崎県告示第 244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延岡市	古 江	I - 1 - 1770	急傾斜地の崩壊
	中 村	I - 1 - 2246	急傾斜地の崩壊
	白 石 川	10- 428- 1 - 011	土 石 流
	黒 沢 川	10- 428- 1 - 012	土 石 流
	歌 糸 沢	10- 428- 2 - 019	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延岡市	古 江	I - 1 - 1770	急傾斜地の崩壊
	中 村	I - 1 - 2246	急傾斜地の崩壊
	白 石 川	10- 428- 1 - 011	土 石 流
	黒 沢 川	10- 428- 1 - 012	土 石 流
	浜 中 之 沢	10- 428- 1 - 020	土 石 流
	歌 糸 沢	10- 428- 2 - 019	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 246号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県都城市土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称

高崎都市計画道路 3・5・5号 旭田中通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- 追加する部分
都城市高崎町大字大牟田字鍋越の一部
- 削除する部分
なし

宮崎県告示第247号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県小林土木事務所及びえびの市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

えびの都市計画道路 3・5・6号 えびの中央線

2 都市計画を変更した土地の区域

- 追加した部分
なし
- 削除した部分
えびの市大字向江字葉広田の一部

宮崎県告示第248号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び新富町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

新富都市計画道路 3・3・1号 国道10号線

2 都市計画を変更した土地の区域

- 追加した部分
新富町大字上富田字八反田下の一部
- 削除した部分
新富町大字上富田字八反田下の一部

宮崎県告示第249号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西臼杵支庁土木課及び高千穂町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

高千穂都市計画道路 3・5・6号 青葉通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- 追加する部分
高千穂町大字三田井字神殿の一部
- 削除する部分
高千穂町大字三田井字神殿の一部

宮崎県告示第250号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)24-2	河野木材産業株式会社代表社員河野訓	児湯郡川南町大字川南字出水原北1番11、13525番23、13525番24	6.14	16.68	平成25年3月19日
			6.00	45.38	

宮崎県告示第251号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
日向市本町2番1号 一般財団法人日向地区交通安全協会	一般財団法人日向地区交通安全協会	日向市鶴町2丁目1番13号 一般財団法人日向地区交通安全協会	一般財団法人日向地区交通安全協会	平成25年3月3日

公 告

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 名称及び代表者の氏名
門川興産 株式会社
代表取締役 黒木 康文
- 主たる事務所の所在地
宮崎県東臼杵郡門川町中須4丁目6番地
- 指定取消年月日
平成25年3月19日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西都農業協同組合 A コープさいと店
西都市大字右松2108番地 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
西都農業協同組合 代表理事 壹岐定憲
西都市大字右松2071番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 西都農業協同組合 代表理事 緒方安雄
(変更後) 西都農業協同組合 代表理事 壹岐定憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役社長 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829-1
さいと薬局 隈本恵志
宮崎市大塚台東二丁目 5-7
株式会社小僧寿し九州本部 代表取締役社長 藤木一元
宮崎市大塚町池の内1127-7
株式会社サンイトミヤ 代表取締役社長 五嶋義雄
宮崎市橋通東三丁目 5-24
西都農業協同組合 代表理事 緒方安雄
(変更後) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役社長 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829-1
株式会社小僧寿し九州本部 代表取締役 藤木一元
宮崎市大塚町池の内1127-7
株式会社サンイトミヤ 代表取締役社長 五嶋義雄
宮崎市橋通東三丁目 5-24
西都農業協同組合 代表理事 壹岐定憲
西都市大字右松2071番地
株式会社ハクブン 代表取締役 岩崎博文
神奈川県横浜市青葉区あざみ野 2-2-3
坂本満徹
宮崎市清武町加納甲2342-1 クレセールハイム清家 1号館 502号
有限会社丸岡総合管理 代表取締役社長 丸岡久浩
都城市志比田町7314
- 4 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
平成22年 4 月28日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年12月 1 日
- 5 変更した理由
設置者の代表者の交代及び小売業者の入退店に伴うもの

- 6 届出年月日
平成25年 3 月19日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成25年 4 月 4 日から平成25年 8 月 5 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成25年 4 月 4 日から平成25年 8 月 5 日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
食の森うめこうじまなび野店・西松屋まなび野店
宮崎市まなび野二丁目35番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
宮崎県住宅供給公社 理事長 高島俊一
宮崎市橋通東二丁目 7 番18号
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の 1
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地南側（駐輪場No.1）	15台
建物敷地北側（駐輪場No.2）	15台
建物敷地北側（駐輪場No.3）	16台
建物敷地北東側（駐輪場No.4）	50台
合計	96台
(変更後) 建物敷地南側（駐輪場No.1）	45台
建物敷地北側（駐輪場No.2）	16台
建物敷地北側（駐輪場No.3）	20台
B棟東側（駐輪場No.4）	15台
合計	96台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設No.1 午前 6 時～午後 9 時

	荷さばき施設No.2 (変更後) 荷さばき施設No.1 荷さばき施設No.2	午前6時～午後9時 午前6時～午後9時 午前6時～午前10時		直売所棟(北側建物)東側(荷さばき施設No.4)	110.2㎡
4	変更する年月日 平成25年11月12日			合計	306.7㎡
5	変更する理由 自転車利用者の利便性を向上させるため			(変更後) Aコープ棟(南側建物)西側(荷さばき施設No.1)	60.0㎡
6	届出年月日 平成25年3月11日			Aコープ棟(南側建物)南側(荷さばき施設No.2)	104.5㎡
7	届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間			直売所棟(北側建物)東側(荷さばき施設No.3)	32.0㎡
(1)	場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター			直売所棟(北側建物)東側(荷さばき施設No.4)	110.2㎡
(2)	期間 平成25年4月4日から平成25年8月5日まで			Aコープ棟(南側建物)北西側(荷さばき施設No.5)	99.0㎡
8	意見書の提出先及び期間			合計	405.7㎡
(1)	提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課		4	変更する年月日 平成25年11月20日	
(2)	期間 平成25年4月4日から平成25年8月5日まで		5	変更する理由 作業場所の移設によるもの	
9	意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。		6	届出年月日 平成25年3月19日	
	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成25年4月4日 宮崎県知事 河野俊嗣		7	届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間	
1	大規模小売店舗の名称及び所在地 西都農業協同組合 Aコープさいと店 西都市大字右松2108番地 外18筆		(1)	場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター	
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 西都農業協同組合 代表理事 壹岐定憲 西都市大字右松2071番地		(2)	期間 平成25年4月4日から平成25年8月5日まで	
3	変更しようとする事項		8	意見書の提出先及び期間	
(1)	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		(1)	提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課	
①	荷さばき施設の位置及び面積 (変更前) Aコープ棟(南側建物)西側(荷さばき施設No.1)	60.0㎡	(2)	期間 平成25年4月4日から平成25年8月5日まで	
	Aコープ棟(南側建物)南側(荷さばき施設No.2)	104.5㎡	9	意見書の記載事項	
	直売所棟(北側建物)東側(荷さばき施設No.3)	32.0㎡	意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。		
			農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画を変更したいので、当該計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、関係市町村の住民は、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。 平成25年4月4日 宮崎県知事 河野俊嗣		
			1	農業振興地域整備計画の名称 沿海北部広域営農団地整備計画	
			2	縦覧期間 平成25年4月4日から平成25年5月7日まで	
			3	縦覧場所	

宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県東臼杵農林振興局

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

4 関係市町村

延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村及び美郷町

5 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県農政水産部農村計画課

(2) 期間

平成25年4月4日から平成25年5月7日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 縦崎土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次の
 とおり届出があった。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地 1
副理事長	後 藤 良農夫	高千穂町大字押方5126番地
理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地 1
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5654番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地

（任期：平成27年10月17日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地 1
副理事長	後 藤 良農夫	高千穂町大字押方5126番地
理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地 1
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5654番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成25年4月4日

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
栗野名	延岡市	かんがい排水事業	平成24年3月30日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第3項の規定により、
 建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

平成25年3月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社ボヤージ

宮崎県日南市岩崎3丁目3番3-1-1号

建設業許可なし

3 処分を受けた者の代表者の氏名

竹内 満

4 処分の内容

平成25年4月10日から平成25年4月16日までの7日間、建設業
 の営業の全部

5 処分の原因となった事実

株式会社ボヤージが、民間発注の店舗兼住宅新築工事において、
 建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、
 同項の規定に違反して、同法施行令第1条の2に規定する軽微な
 建設工事の範囲を超える建設工事を請け負ったことは、同法第28
 条第2項第2号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第3項の規定により、
 建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

平成25年3月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

日南建設株式会社

宮崎県日南市上平野町3丁目2番地 7

宮崎県知事許可（特-22）第4552号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

門川 好秀

4 処分の内容

平成25年4月10日から平成25年4月16日までの7日間、建設業
 に係る営業のうち、民間工事に係るもの

5 処分の原因となった事実

日南建設株式会社が、民間発注の店舗兼住宅新築工事において、
 建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けない
 で建設業を営む株式会社ボヤージと下請契約を締結したことは、
 同法第28条第1項第6号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第3項の規定により、
 建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日
平成25年3月26日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社中幸組
宮崎県日南市大字平山 690
宮崎県知事許可(特-23)第 12201号
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名
中村 幸司
- 4 処分の内容
平成25年4月10日から平成25年4月16日までの7日間、建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの
- 5 処分の原因となった事実
株式会社中幸組が、民間発注の店舗兼住宅新築工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む株式会社ボヤージュと下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。
- 建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。
- 平成25年4月4日
宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-24)第11742号	宮崎建具木工(有)	日高 弘美	宮崎県宮崎市大字瓜生野 943	一般	建築工事業、大工工事業	平成25年2月22日付で廃業した旨の届	平成25年2月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第12438号	(株)修栄工業	山崎 洋子	宮崎県都城市高城町穂満坊73	一般	土木工事業、鉄筋工事業	平成25年2月5日〃	平成25年2月5日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第5453号	藤建設	黒木 藤満	宮崎県児湯郡都農町大字川北 17005	一般	建築工事業	平成25年2月15日〃	平成25年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第8723号	植村建築	植村 正和	宮崎県日南市大字東弁分甲 702-1	一般	建築工事業	平成25年2月28日〃	平成25年2月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第9234号	(有)旭栄空調設備	児玉 一利	宮崎県宮崎市大字本郷南方2980-ロ	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成25年2月26日〃	平成25年2月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9779号	明和興業(有)	橋口 昌幸	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂8096	一般	とび・土工工事業	平成25年2月21日〃	平成25年2月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9857号	石本建設	石本 法章	宮崎県延岡市出北 6-1668	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	平成25年2月6日〃	平成25年2月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第10200号	(有)高橋組	高橋 啓充	宮崎県日南市大字吉野方6773	一般	とび・土工工事業	平成25年2月26日〃	平成25年2月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第11782号	倅技建	黒木 幸範	宮崎県児湯郡都農町大字川北 20810-19	一般	とび・土工工事業	平成25年2月28日〃	平成25年2月28日(全廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量(機動観測)
- 2 作業地域

えびの市

- 3 作業期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2433号により公告した基本測量(精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価)が平成25年2月28日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成25年 4 月 4 日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 生体情報モニタ 一式 (設置に必要な工事を含む。)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成25年 6 月28日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。
 - ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法 (昭和35年法律第 145号) 第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第 93号) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年 4 月19日までに県立宮崎病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181
- (2) 期間 平成25年 4 月 4 日から平成25年 5 月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立宮崎病院医事課財務担当

- (2) 期間 平成25年 4 月 4 日から平成25年 5 月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院医事課財務担当
- (2) 提出期限 平成25年 5 月16日 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院 2 階中会議室 宮崎市北高松町 5 番30号
- (2) 日時 平成25年 5 月17日 午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Patient Monitor 1set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 16 May, 2013
- (3) Contact point for the notice:Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL :0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 4 日

県立日南病院長 鬼 塚 敏 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 放射線治療装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 物品納入期限 平成26年 3 月13日
- (4) 納入場所 県立日南病院 放射線科
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分

の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法(昭和35年法律第 145号)第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第 93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年 5 月20日までに県立日南病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院医事課財務担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
- (2) 期間 平成25年 4 月 4 日から平成25年 5 月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立日南病院医事課財務担当
- (2) 期間 平成25年 4 月 4 日から平成25年 5 月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院医事課財務担当
- (2) 提出期限 平成25年 5 月31日 午前10時
(送付にあっては平成25年 5 月30日 午後 5 時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院 2 階第 2 会議室 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (2) 日時 平成25年 5 月31日 午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院医事課財務担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: Radiation Therapy Equipment 1Set
- (2) Time Limit for Tender:10:00 a.m. 31 May, 2013
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama Nichinan-City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. Tel:0987-23-3111

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験					第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験				
	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野		区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野

[略]						[略]					
保健師採用試験	[略]	[略]	[略]	[略]	地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む。)、保健福祉行政論	保健師採用試験	[略]	[略]	[略]	[略]	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
[略]						[略]					
備考						備考					
[略]						[略]					
1～7 [略]						1～7 [略]					
8 「身体検査」とは、健康状態についての医学的検査をいう。						8 「身体検査」とは、職務遂行において必要な健康状態についての医学的検査をいう。					
9 「身体測定」とは、身体形態、感官機能、呼吸機能等についての測定及び観察をいう。						9 「身体測定」とは、身長、体重、胸囲(男性に限る。)その他の身体状態についての測定及び観察をいう。					
10 [略]						10 [略]					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 5 号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成25年 4 月 4 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2 級	平成25年 7 月10日 (水) 午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成25年 5 月27日 (月) から 6 月 7 日 (金) まで(土、日曜を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚(申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

監査委員公告

平成25年1月10日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年4月4日

宮崎県監査委員 宮 本 尊
宮崎県監査委員 山 口 博
宮崎県監査委員 押 川 修一郎
宮崎県監査委員 太 田 清 海

1 財政援助団体等を対象とした監査

団体名	監査の結果	講じた措置
学校法人宮崎カリタス学院(補助団体)	私立小学校、中学校及び高等学校振興費補助金について、職員の扶養手当が過払となっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)	指摘を受け、学校法人宮崎カリタス学院を指導した。その結果、過払となっていた扶養手当について当該職員より返金を受け、平成24年度会計において処理を行うことを確認した。 また、県では平成24年12月21日(金)に開催した私立学校事務長等及び就学支援金担当者会議において、適正な私学運営の留意事項として、手当認定の指導を行った。
社団法人宮崎県商工会議所連合会(補助団体)	中小企業等経営基盤強化支援事業費補助金について、旅費支給額を誤っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)	不足分の旅費を追給させるとともに、今後、旅費の支給手続等について、旅費規程に基づく適正な事務執行が行われるよう指導を行った。
宮崎県高等学校体育連盟(補助団体)	宮崎県体育振興費補助金(全九州高等学校総合体育大会宮崎県開催4競技運営費補助金)について、実績報告書の提出が遅れていた。留意を要する。(注意事項)	本件は、補助事業の対象である全九州高等学校総合体育大会における宮崎県開催4競技について、運営にあたっている高等学校体育連盟競技専門部から高等学校体育連盟事務局への実績報告書の提出が遅れていたものである。 今後は、当該事務局と競技専門部との連携をこれまで以上に十分に図り、大会終了後2週間以内に確実に実績報告書を提出するよう指導した。
社団法人宮崎県林業公社(補助団体)	経営計画に基づき、経営改善に積極的に取り組んでいいるが、大幅な債務超過となっており、そ	現在、公社では平成24年3月に策定した第3期経営計画(改訂計画)に基づき経営改善に取り組んでいる

出資団体)	の額も前年度と比較して増加している。引き続き経営改善に向けた一層の努力が望まれる。(要望事項)	ところであり、県においても、経営改善の実行状況について、毎月、公社と協議を行い、一体となって経営改善の確実な実行に努めているところである。 県では、今後とも一層の経営改善が図られるよう厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととしている。
財団法人宮崎県産業支援財団(出資団体)	決算財務諸表について、貸倒引当金の計上基準に適切でない点があつた。留意を要する。(注意事項)	貸倒引当金の計上基準については、財団と財団の会計指導を行う監査人と相談の上、より適切な計上基準を設けるよう是正するとともに、県として、その是正後の基準を遵守し、適正な事務処理に努めるよう指導した。
	財団ホームページ機能強化業務委託について、予算執行何かが適正でなかった。留意を要する。(注意事項)	今後は、当財団財務規程及び宮崎県財務規則等を十分に確認するとともに、決裁時のチェック体制をさらに充実させ、同様の誤りがないように再発防止に努めるよう指導した。
公益社団法人宮崎県農業振興公社(出資団体)	決算財務諸表について、一般債権に対する貸倒引当金の計上基準が定められていないなど適切でない点が見受けられた。留意を要する。(注意事項)	監査の結果を受け、一般債権に係る貸倒引当金の計上については、計上見積額の算定基準を定めるよう指導した。 また、今後、適切な決算処理に向け、会計基準の遵守が行われるよう内部チェック機能の強化を指導した。
公益財団法人宮崎県立芸術劇場(出資団体)	ホームページ維持管理業務委託等について、一者随意契約の理由が記載されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	指摘を受け、当該財団では、次のとおり対応を行った。 ・ 予算執行何の決裁何起案時に、出納員(総務課長)及び会計担当職員がそれぞれ契約の方法及びその理由が正しく記載されているかの確認を徹底することとした。特に、一者随意契約を行う場合には、その理由が明確に記載され、適切な契約方法となっているか確認を行うこととした。 ・ 適切な事務処理が行われるよう、財団職員に改

		めて周知を行った。 また、県では上記対応を確認した。	基金協会（出資団体）	行われていた。留意を要する。（指摘事項）	る資金貸付けの限度額は、運用財産の範囲内とするよう指導するとともに、当期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）の貸付け計画は、運用財産の範囲内であり、改善されていることを確認した。
財団法人宮崎県健康づくり協会（出資団体）	会計処理について、契約や決裁等の手続に関する規程がないため、適正でないものが散見された。留意を要する。（指摘事項）	財団法人宮崎県健康づくり協会より、「会計処理規程実施細則」を策定（平成25年2月1日施行）し、細則に沿った契約及び決裁等の事務処理の適正化を徹底する旨の改善報告がなされたことから、今後は、細則に基づいた適正な会計処理の徹底を図るよう指導した。	公益財団法人みやざき観光コンベンション協会（出資団体）	「2012春季プロスポーツキャンプポスター及びチラシ」等作成業務委託等について、処務規程に基づく検査員を命じていないなど履行の検査確認が適正でなかった。留意を要する。（注意事項）	請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確認するため、検査員を命じ、必要な検査を適正に実施するよう指導した。
	住居手当について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）	財団法人宮崎県健康づくり協会より、支給不足となっていた職員1名の住宅手当については、平成24年11月分の給与支給時に追給した旨の改善報告がなされたことから、今後は、支給内容を十分確認し適正な会計経理の徹底を図るよう指導した。	宮崎県教育旅行現地視察会における旅行手配委託等について、成果報告書等の提出がないにもかかわらず支払を行っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）	請負契約又は物件の買入れその他の契約に基づき、契約金を支払う場合には、成果報告書等により、契約の適正な履行を確認した上で行うよう指導した。	
財団法人宮崎県環境整備公社（出資団体）	委託契約について、予算執行伺書が適正でないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）	エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託において、当初の予算執行伺額を超える変更契約をした際、変更契約の伺いは行っていたが、予算執行伺の変更をしていなかったことから、今後は、当初の予算執行伺額を超える変更契約を行う場合には、予算執行伺の変更を行うよう指導した。		負担金の予算執行等について、処務規程に基づく事務を行っていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）	予算執行等の事務を行うに当たっては、処務規程の決裁権限を確認し、適正な事務処理を行うよう指導した。
		また、最終処分場C区画シート内水抜き及び補修作業業務委託において、予算執行伺の工期と請書の工期が異なっていたことから、今後は、十分確認し、適正な処理に努めるよう指導を行った。	財団法人宮崎県内水面振興センター（出資団体）	一ッ瀬川河口域における財団法人宮崎県内水面振興センター所有の警備船等の航路案内に係る業務委託等について、予定価格調書が作成されていないなど契約事務が適正でないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）	同センターに対し、財務規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導し、平成24年度の契約事務について改善されたことを確認した。
	エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業について、浸出水処理方法の変更に伴う契約条項等の見直しが行われていなかった。善処を要する。（注意事項）	平成23年度に浸出水処理水の下水道放流施設整備工事等が完了したことに伴い、早急に業務委託先と協議を行い、契約条項等の見直しを行うよう指導を行った。		船舶の貸付けについて、財務規程に沿った手続がされていない。善処を要する。（指摘事項）	同センターに対し、財務規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導し、指摘後直ちに改善されたことを確認した。
宮崎県樹苗需給安定	樹苗育成に係る資金の貸付けについて、運用財産の額を超えて貸付けが	今後、定款及び資金貸付実施要領に基づき、樹苗養成のために会員に貸付け	公益社団法人宮崎県緑化推	公の施設の管理運営について、契約書の内容に不備があるなど、契約事務が適正でないものがあ	監査指摘後、宮崎県緑化推進機構では、契約書の是正を行うとともに、契約事務について、本年度から見

<p>進機構〔宮崎県川南遊学の森〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）</p>	<p>った。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>直しを行った。 また、次年度以降も適正な処理に努めることとしている。 県では、宮崎県緑化推進機構においてこれらの是正状況や、見直し作業が適正に行われていることを確認した。 今後も引き続き、適正な契約事務の執行について、指導・監督に努める。</p>	<p>・総務事務所のうち1事務所については、課税資料のうち確定申告書第二表や収支内訳書による確認が必要な事例であるにもかかわらず、確定申告書の第一表しか編綴保管されていないものがあり、課税の適正性の検証が困難であった。</p>
<p>神楽酒造株式会社〔県宮国民宿舎高千穂荘〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）</p>	<p>公の施設の管理運営について、基本協定書に基づき四半期ごとに提出される事業報告において、適切に報告されていない事項があった。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>基本協定に基づく事業報告書を提出するとともに、今後は基本協定に基づき適切な報告を行い、必要があれば、随時県に相談するよう指導を行った。</p>	<p>このことは税務課も承知しており、口頭での改善指導はあったとのことである。上に述べた課税資料としての重要性に鑑み、必要となる確定申告書の第一表と第二表及び収支内訳書はワンセットとして編綴保管すべきであり、税務課は指導を徹底すべきである。</p>
<p>公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕</p>	<p>公の施設の管理運営について、基本協定書において定めるものとされている文書等の管理基準及び保存期間が定められていなかった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>基本協定書において定めるものとされている文書等の管理基準及び保存期間を定めた文書管理規則を作成するよう指導した。</p>	<p>なお、税務課において課税資料の収集についての統一のマニュアルは作成されておらず、実地に監査した4県税・総務事務所のうち1事務所のみが独自に作成していた。ただし、そこでも確定申告書は第一表、第二表とも、また収支内訳書も必ず収集すべきこととの文言は記載されていなかった。</p>
<p>平成24年4月5日付けで公表した平成23年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。</p>			
<p>平成25年4月4日</p>			
<p>宮崎県監査委員 宮 本 尊 宮崎県監査委員 山 口 博 宮崎県監査委員 押 川 修一郎 宮崎県監査委員 太 田 清 海</p>			
<p>1 包括外部監査の特定事件</p>			
<p>県税の賦課及び徴収事務について</p>			
<p>2 包括外部監査の結果に基づく措置</p>			
<p>(1) 指摘事項</p>			
<p>ア 個人事業税</p>			
<p>(ア) 課税資料の編綴保管方法の改善及び課税資料収集のマニュアルの必要性について</p>			
<p>監査の結果</p> <p>通常、課税資料である確定申告書と収支内訳書はワンセットとして編綴されている。これは、監査事務局や監査委員が課税の適正性を検証する場合はもちろん、後々その課税につき納税者から問合せがあった場合や課税に問題があった場合の検証・疎明を容易にするためである。</p> <p>しかし、実地に監査した4県税</p>	<p>講じた措置</p> <p>課税資料である確定申告書第一表、第二表及び収支内訳書をワンセットで編綴保管するよう徹底した。また、課税資料の適正な保管・資料収集方法を含めた個人事業税マニュアルを作成し、平成25年度の課税事務から活用することとした。</p>	<p>イ 不動産取得税</p>	<p>(ア) 一定の住宅等に関する軽減等の事務処理について</p>
<p>監査の結果</p> <p>住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例及び減額に関しては不動産取得税申告書及び減額申請書の期限内提出が要件となっている（地方税法第73条の14第4項、第73条の24第4項、宮崎県税条例第39条の2）。ところが、申告書等の提出の有無を問わず、床面積などの事実要件を満たしていることが確認できた場合、軽減等の措置を講じている県税・総務</p>	<p>講じた措置</p> <p>住宅及び住宅用土地の取得に係る賦課軽減措置については、申告制度により、課税事務の円滑化、迅速化も図ることとされている。</p> <p>軽減手続きに係る課税事務について、法の趣旨を踏まえ、申告制度の周知に努めながら、適切且つ公平な運用を図っていく。</p>		

事務所がある。また、申告書等の提出がある場合にのみ軽減等の措置を講じている県税・総務事務所であっても、期限内申告は要件としておらず、期限後に提出された場合でも減額処理をしている。

県として事務処理を統一し、法令等に基づいた適切な取扱いをすべきである。

(イ) 不動産取得税申告書の利用等について

監査の結果	講じた措置
<p>不動産取得税の賦課情報は申告書によらず入手できるため、提出された不動産取得税申告書をファイリングしているだけの状態の県税・総務事務所もある。さらには、県・市町村の受付印が全く押印されていないものも多数見受けられた。</p> <p>課税漏れを防止するため、少なくとも申告書を入手したものは全て課税されていることを確認すべきである。また、当該申告書がいつ提出されたものか、期限内か否かの把握のために受付印の押印は必ずすべきである。</p>	<p>申告書について、再点検を行い、受付印の押印漏れを是正するとともに、課税漏れがないことを確認した。</p>

ウ 自動車取得税

(ア) 自動車税・自動車取得税申告書(報告書)の添付書類について

監査の結果	講じた措置
<p>取得価額50万円以下の自動車を取得する場合は自動車取得税は課税されない。この場合、取得者は報告書に売買契約書等を添付することが宮崎県税条例で定められている(第53条)。自動車税・自動車取得税申告書(報告書)の提出控を閲覧したところ、契約書類等の添付は確認できなかった。規定と取扱いを一致させるべきである。</p>	<p>取得価格が50万円以下か否かの審査は、一定の基準(通常の取引価額)により行っており、その基準に照らして申告額に疑義がある場合には、売買契約書等を添付させる取扱いとしている。</p> <p>現行の事務取扱いにおいて、課税の公平性は確保されているが、結果として条例の規定と現状の事務処理が一部異なる場合も生じているため、売買契約書等の添付については、全国の取扱状況等を調査の上、検討していきたい。</p>

(イ) 自動車税・自動車取得税申告書(報告書)に記載する取得価額について

監査の結果	講じた措置
<p>法令上、自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とすると規定されている(地方税法第118条第1項)。自動車税・自動車取</p>	<p>自動車取得税の課税標準となる取得価額の審査は、課税の公平性を確保するため、全国的に「通常の取引</p>

得税申告書(報告書)を閲覧したところ、申告された課税標準額が税務電算トータルシステムに登録された通常の取引価額とほぼ一致するケースが多く、また付加物に係る記載が全くないことから、課税標準額には実際の取引価額ではなく、通常の取引価額が記載されている疑念が残る事案が多数見受けられた。県では提出された自動車税・自動車取得税申告書(報告書)の「課税標準額」欄に記載された金額を税務電算トータルシステムに登録された通常の取引価額と比較して、前者が大きい場合には申告どおりとし、前者が小さい場合は、販売証明書等によって確認できた場合を除き、通常の取引価額を課税標準として課税する取扱いをしている。したがって、課税標準額として通常の取引価額が記載されていても、事務処理上特別問題とはならない。しかしながら、課税標準欄には実際の取引価額を記載すべきことは明白である。県は適正な申告指導を図られたい。

価額」を基準として行っている。

このため、申告書の「課税標準額」の欄に記載されている金額が、「通常の取引価額」以上の金額である場合には、適正な申告が行われているものとして判断している。

また、付加物に係る申告については、適正な申告がなされるよう指導していく。

(2) 監査意見

ア 個人県民税

(ア) 課税状況報告書の入手・修正について

監査の結果	講じた措置
<p>一部の県税・総務事務所において、市町村からの公印のない報告書(課税状況報告書)をファックスで受領し編綴していたものがあり、後に原本を取り寄せたのか否か不明な事例があった。課税の調定をする原本となるものであり、正式な報告書を確実に入手すべきである。</p>	<p>通常の事務処理は、公印のある正式な課税状況報告書により行っているが、時間的な制約により、やむを得ずファックスで受領し、後に正式な報告書に差し替える場合がある。今回、正式な報告書が編綴されていない事例があったが、後日、正式な報告書を受領し、編綴した。</p>

イ 利子割県民税

(ア) 特別徴収義務者の把握について

監査の結果	講じた措置
<p>利子割県民税について、県税・総務事務所は特別徴収義務者捕捉のための活動は、新聞等で情報を得る以外格別行っていない。しかし、例えば勤務先預金の利子に係る利子割県民税は、その預金を預かる企業の経理担当者の知識が不足していると申告漏れになる可能性も考えられるので、特別徴収義</p>	<p>関係機関と連携を図りながら、特別徴収義務者の把握に努めていきたい。</p>

務者の十分な把握が望まれる。		書を精査した吏員の印、⑤最終チェックをした旨の印が記入されることとなっている。 しかし、一部の県税・総務事務所においてはこの事前記載項目のうち①～③の記載がないために、ある申告書では前年以前の申告状況がどうだったのか、前年非課税なのに当年度に課税に変わったのか、その逆なのか、業認定が必要な業種と思われるのにしていないのはなぜか、などが検証できなかったものが存した。担当者によれば、課税漏れチェック用のプルーフリストや電算システムの画面により確認しているとのことであったが、担当者以外の者でも検証しやすい記録の整備が必要である。 この事前記載事項は課税漏れがないかのチェックや業認定において有用であるので、各県税・総務事務所が統一して採用すべきである。
ウ 個人事業税 (ア) 業認定した経緯の記録及び判定表の見直し・統一について		
<p>監査の結果</p> <p>先に述べたとおり、県税・総務事務所は各種要領や判定表により業認定を行っている。 この業認定においては、特に請負業と給与、代理業と給与、第二種事業の判定などは、判断の難しい微妙なケースが存在する。そのために要領や判定表等があるのであり、業認定が必要なケースの場合は課税資料に判定表等や判定に至った経緯が記載された資料と一緒に編綴されている。しかし、一部の県税・総務事務所においてはこれらの判定資料が編綴されておらず結果だけが記載されているものが多数見受けられた。そのうちの非課税となった1件につき、その根拠を担当者に質問したところ、前任者の記憶ということで回答を得たという事例があった。 この業認定の資料も、先に述べた課税資料である確定申告書や収支内訳書と同様の役割を果たす課税資料であり、業認定が必要なケースの場合必ず課税資料として確定申告書及び収支内訳書とセットにして編綴保管すべきである。 また、「課税のための調査」の項で述べたとおり、一部の県税・総務事務所では税務課発布の各種要領や判定表等を加工してより利用しやすいものにしたたり、税務課で発布されていない業種のものにつき独自に資料作成したり、他県の判定表等を入手して利用したりしている。業認定業務の重要性、困難性を考慮すれば、早急に実態を把握して内容を精査し取捨選択の上、統一した判定表等を税務課が発布すべきと考える。</p>	<p>講じた措置</p> <p>業認定の判定資料が必要な場合は、他の課税資料とワンセットで編綴保管するよう徹底した。また、個人事業税マニュアルにおいて統一的な業認定判定表を定め、平成25年度の課税事務から活用することとした。</p>	
(イ) 確定申告書への事前記載事項の記入の徹底について		エ 法人県民税及び法人事業税 (ア) 分割法人の課税標準通知書について
<p>監査の結果</p> <p>先に「課税データの電算システム入力」の項で述べたとおり、確定申告書には原則として、①その納税者の過去のデータを持っているか(課税歴)、②その納税者が過去において課税事業者となった年度、③判定された業種、④申告</p>	<p>講じた措置</p> <p>確定申告書に課税歴、課税年度、判定業種を記載することとした。また、この取扱いは個人事業税マニュアルに記載し、事務処理の統一を図った。</p>	
(イ) 未届法人について		エ 法人県民税及び法人事業税 (ア) 分割法人の課税標準通知書について
<p>監査の結果</p> <p>「未届法人(他県本店)の調査要領について」に基づくと、管内市町村の法人登録台帳調査、電話帳登録調査、大規模店舗内テナント調査、折込広告、看板調査等の各種調査によって未届法人の把握をすることになっている。 宮崎県税・総務事務所において</p>	<p>講じた措置</p> <p>未届法人調査要領の内容を改正し、未届法人調査の充実を図ることとした。</p>	
(イ) 未届法人について		エ 法人県民税及び法人事業税 (ア) 分割法人の課税標準通知書について
<p>監査の結果</p> <p>分割法人(他県本店)に関しては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県からの課税標準通知書によって是認決議をしている。 この課税標準通知書は、調査した範囲内においては適正に是認決議が行われていたが、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県からの課税標準通知書のすべてが到着し、もれなく是認されているかの確認はなされていない。課税標準通知書の送付は自治体によってばらつきがあり、数か月遅れにて送付されてくるものもあり、網羅的な確認が行いにくい等の事情があるにしろ、網羅的な確認と是認決議が行われる体制整備は必要である。</p>	<p>講じた措置</p> <p>分割法人(他県本店)に関して、是認未処理のものを3か月に1度リスト化し、必要に応じて照会等の処理を行うこととした。</p>	
(イ) 未届法人について		エ 法人県民税及び法人事業税 (ア) 分割法人の課税標準通知書について

<p>は、平成22年度の当該調査によって2法人の課税漏れが発見されている。</p> <p>NPO法人に対する未届法人調査や電話帳調査の実績がある県税・総務事務所もあった。今後、人員の不足や調査実施による効果等に十分配慮の上、より実効性ある未届法人の調査が望まれる。</p>		<p>懲憑し、申告されたものが2件(事業協同組合、NPO法人)あった。平成21年度に公益法人、平成22年度にNPO法人について調査や申告懲憑を行っているが、こうした法人に課税漏れが生じている可能性があるため今後とも調査を進めていく必要がある。</p> <p>②都城県税・総務事務所 未申告対象法人が約600法人あるとのことである。これについては、現地に赴いての実態調査はないものの、清算終了による除却についての電算システム登録の入力誤りがあり、24件の除却処理を実施している。調査を実施できる人員を考へても全件を一挙にはできないのかもしれない。しかし、除却処理を実施していない法人について実態の確認を早急に進めていくべきである。</p> <p>③高鍋県税・総務事務所 未申告対象法人は約360法人あり、国税除却法人約100法人を除却している。除却済みの法人以外の法人については課税保留と考えられるが、休業法人、所在不明法人、清算終了見込みのない法人への区分や課税保留の決議が行われていない。順次必要な調査を行い、課税保留決議や内容区分を行った上で電算システムへの入力をすべきである。</p> <p>④延岡県税・総務事務所 平成22年度の未申告対象法人は548法人であった。調査結果は、以下のとおりである。</p>																											
<p>(ウ) 未申告法人について</p>																													
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>																												
<p>登記上は存在しながらも実態はなく、休業等により未申告となっている法人がある。その取扱いを各県税・総務事務所間で統一するために、「実態のない法人等に係る事務の取扱いについて(通知)」が通知され、平成22年6月18日より適用されている。</p> <p>現状では、各県税・総務事務所において実態のない法人が多数存在し、その調査を実施している。各県税・総務事務所の未申告法人調査の概要は、以下のとおりである。</p> <p>①宮崎県税・総務事務所 直近1年間(平成21年7月から平成22年6月末まで)申告のない未申告対象法人1,213法人のうち、旧システムである分散システムから税務電算トータルシステムに移行する段階で整理すべき法人が未整理のまま登録されている。平成21年度は、新システム移行以前(平成17年度)から未申告となっている540法人のうち、最も登録の古い順から抽出された126法人について調査が実施されている。対象法人数が多いため、毎年計画的に調査を実施し、おおむね5か年以内に解消していくこととしている。</p> <p>調査結果は、以下のとおりである。</p>	<p>「実態のない法人等に係る事務の取扱いについて(通知)」に従って事務処理を行った。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税保留</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>除去</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>申告懲憑・申告済み等</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>国税除去等</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	課税保留	78	除去	14	申告懲憑・申告済み等	8	国税除去等	26	合計	126		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税保留</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>除去(電算誤記録)</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>申告懲憑・申告済み等</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>国税除去等</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>期限未到来</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>548</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	課税保留	104	除去(電算誤記録)	199	申告懲憑・申告済み等	20	国税除去等	156	期限未到来	69	合計	548	
項目	件数																												
課税保留	78																												
除去	14																												
申告懲憑・申告済み等	8																												
国税除去等	26																												
合計	126																												
項目	件数																												
課税保留	104																												
除去(電算誤記録)	199																												
申告懲憑・申告済み等	20																												
国税除去等	156																												
期限未到来	69																												
合計	548																												
<p>(注) 課税保留とは、法人が登記上は存在しながらも、課税の要件を満たしていると認められない等の理由により、課税権の行使を一時的に留保することをいう。</p> <p>平成22年調査したものの中に申告</p>		<p>(エ) 均等割減免について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>法人で均等割が減免されるのは宮崎県税条例第31条の4に基づき収益事業を実施していないNPO法人のみである。</p> <p>すなわち、収益事業を実施していない公益法人等については均等割が課税される。この点について</p> </td> <td> <p>毎年5月に、公益法人等(均等割のみ)のリストを出力し、申告状況の確認を行うこととした。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	監査の結果	講じた措置	<p>法人で均等割が減免されるのは宮崎県税条例第31条の4に基づき収益事業を実施していないNPO法人のみである。</p> <p>すなわち、収益事業を実施していない公益法人等については均等割が課税される。この点について</p>	<p>毎年5月に、公益法人等(均等割のみ)のリストを出力し、申告状況の確認を行うこととした。</p>																							
監査の結果	講じた措置																												
<p>法人で均等割が減免されるのは宮崎県税条例第31条の4に基づき収益事業を実施していないNPO法人のみである。</p> <p>すなわち、収益事業を実施していない公益法人等については均等割が課税される。この点について</p>	<p>毎年5月に、公益法人等(均等割のみ)のリストを出力し、申告状況の確認を行うこととした。</p>																												

<p>は法人種類ごとの法人一覧を閲覧できなかったため、網羅的に課税が行われているかの確認ができなかった。未申告法人の捕捉に漏れが生じないよう法人種別ごとのリストを備え、確認に努めることが望まれる。</p>		<p>、以下のとおり差異が発生している。 ①取得形態による差異（承継取得と原始取得） 原始取得の場合は、市町村における固定資産課税台帳への登録を待って課税しているため、原則として取得年の翌年5月から8月頃の課税となっている。承継取得の場合は、通常は取得月の3か月後から6か月後となっている。</p>	<p>引き続き、課税事務の正確性及び効率性を維持しつつ、早期課税に努めていきたい。</p>
<p>(オ) 医療法人の税務調査について</p>			
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>		
<p>医療法人については、「医療法人等の事業税の課税標準の算定に係る事務取扱要領」による区分計算が適正になされているかを確認するため帳簿等の実地調査を行っている。 近年、介護保険に関する区分計算が適正になされていない法人が多く見受けられるとのことから各県税・総務事務所が調査件数を増やす傾向にある。 机上調査である程度の課税標準額の適正性が確保されていれば実地調査を省略することもありうる。一方で、実地調査の実施は課税客体に対し適正納税に対する一定の牽制効果があるものと考えられる。課税の適正・公正な実施の観点から調査方針の一層の明確化が望まれる。</p>	<p>新たに「医療法人等実施調査の手引き」を作成し、実地調査を基本とする調査方針を定めた。</p>	<p>②県税・総務事務所内の時期的な差異 担当者の他税目との兼任状況などにより、取得月によって課税月までの期間が前後することがある。 ③県税・総務事務所間の処理時期による差異 県税・総務事務所によって対象件数が異なり、取得月が同じでも課税時期が異なることがある。 ④市町村からの情報提供遅れなど取得事実の把握時期による差異 不動産取得者の登記遅れなどにより、取得事実の把握が遅れ、結果として課税時期が遅れる場合がある。なお、市町村長は、自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、10日以内に県にその事実を通知するものとなっているが、現状は定期提供資料に含めて報告されている。 ⑤対象不動産の内容調査期間による差異 農地など調査が必要な場合、調査に要した期間、課税時期が遅れることとなる。 本来、公平な課税という観点からは、取得形態や取得月、取得不動産の所在場所等にかかわらず、取得月から課税時期までの期間は一定であるべきである。一方、当該期間を一律化することは事務処理上効率的ではない場合もある。また、税込確保の観点からは、課税時期が遅延すればするほど、転売や納税者の資力喪失などにより未納となる可能性が大きくなる。したがって、不動産取得税は、公平な課税と効率的・円滑な事務処理の観点から両者のバランスを図りつつ、不動産取得後、できるだけ早期に課税することが望ましい</p>	
<p>(カ) 予定申告について</p>			
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>		
<p>法人の予定申告は前事業年度に係る法人税額が20万円を超える法人について必要となる。前事業年度に係る法人税額は税額控除後の額を基礎とする。 予定申告書のプレプリントの一部に税額控除前の金額によって計算され送付されたものがあった。本来、各県税・総務事務所において内容確認の上、プレプリントが送付されないように税務課に連絡するのが業務処理手順である。今回のケースは予定申告が不要にもかかわらず申告書が送付されており、業務処理上の確認不足と考えられる。今後、こうしたことが起こらないように業務処理手順の更なる確認が必要である。</p>	<p>予定申告に係る業務処理手順について、内容確認の徹底を図った。</p>		
<p>オ 不動産取得税</p>			
<p>(ア) 課税時期について</p>			
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>		
<p>不動産の取得から不動産取得税の賦課までの期間は一律ではなく</p>	<p>これまで、可能な限り早期課税を行ってきたが、</p>		

といえる。県は、できる限り上記の差異の縮小を図り、同時に、早期課税を意識して事務処理を実施すべきである。

例えば、取得時期と課税時期の差が一定の範囲を超えた場合には、報告事項とするとともにその原因や対策を検討することや、市町村に対し、地方税法第73条の18第3項に基づく資料の早期開示の働きかけを強めていくことなどが考えられる。

(イ) 不動産の評価事務について

監査の結果	講じた措置
<p>建築家屋の評価は、前述のとおり、県と市町村で分担して行っており、相互連携して評価事務を行っている。固定資産評価基準に基づく家屋の評価は、複雑で専門性も高く、時に高い経験値も求められるが、ある極めて特殊な大型建築家屋の評価について、評価額の確定に時間を要した案件があった。これは、市町村等との間で、一定の協議・調査を要した結果であったが、その具体的協議内容等、確定に至る変遷過程が記録として確認できない状況であった。説明責任に資するためにも、これらについても記録を残すべきである。</p> <p>また、先述の複雑さに加え、当固定資産評価基準は3年ごとに改訂されるものであることから、さらに適正な評価となるよう研鑽を積むための研修を充実させるとともに、市町村との的確な連携に努める等、評価体制の充実を図るべきである。</p>	<p>資産評価に係る必要書類の整備・保管を徹底するとともに、合同評価研修等を通じ市町村との連携強化に努め、評価体制の充実を図った。</p>

(ウ) 税務電算トータルシステムへの入力検証について

監査の結果	講じた措置
<p>県税・総務事務所では、市町村からの情報等から課税資料を作成し、所定の情報を税務電算トータルシステムに入力している。入力後、入力内容につき税務電算トータルシステムより出力されたブルーリストと入力原紙との読み合わせにより入力内容の正確性、網羅性等を検証している。県税・総務事務所によっては、「処理票」を作成し、入力者や精査者等を明らかにしているが、入力者や精査者を全く記録していない県税・総</p>	<p>入力者・精査者を記録として残し、精査体制を明示した。</p>

務事務所も見受けられた。

入力者・精査者等を書記録として残すことで、当該事務の実施の有無が確認できるとともに、責任の所在が明確化され、より正確な処理が期待できる。この観点から、県として入力・検証記録の事務処理について統一することを期待する。

(エ) 不動産取得税申告書等の提出義務について

監査の結果	講じた措置
<p>不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に申告しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、不動産取得税申告書及び減額申請書の提出義務は十分に周知されておらず、県から必要に応じて提出を促し、不動産取得税申告書及び減額申請書入手しているのが実情である。加えて、県では、不動産取得税申告書及び減額申請書の提出総数やその十分性についての把握が充分されていない。</p> <p>実際の事務処理においては、不動産の取得事実を完全には把握できておらず課税漏れが発生している事実もある。したがって、適正な課税が十分に達成できているとは言い難い状況である。</p> <p>申告制度の趣旨に鑑み、適切な事務処理が期待される。同時に、申告義務の周知を図り、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。</p>	<p>申告義務の周知に努めるとともに、課税漏れ防止対策（未登記不動産の捕捉）については、各市町村との効果的連携に努め、適正公平な課税事務を行っていく。</p>

カ 自動車税

(ア) 納税通知書の返戻に関する事務処理について

監査の結果	講じた措置
<p>返戻の原因は納税義務者の住所移転等に伴う住所不明によるものである。県税・総務事務所では返戻分について、市町村に対する住所調査、納税通知書の再発送、そして再返戻分について同様の事務を毎年度6、7、8月において3度繰り返し行っており、多大な労力と費用を要している。</p> <p>法令上、納税義務者である所有者は、登録されている所有者の住所等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければならない。その際には、自動車税の賦課</p>	<p>現在も、自動車税の納税通知書に「住所変更はがき」を同封したり、県政掲示板への広報掲載等で、住所変更をした場合には県税・総務事務所に届け出るよう周知を図っているが、更に、効果的な方法についても検討していきたい。</p>

<p>徴収に関し必要な事項を記載した申告書等を道府県知事に提出しなければならないとされている。</p> <p>そして、正当な事由なく申告等しなかった場合は3万円以下の過料を科することとなっているが、当該過料を適用した事例はないとのことである。</p> <p>また、再発送された納税通知書は納付期限が再発送月の月末に変更される。これらの納税通知書に係る延滞金や公示送達分に係る延滞金は変更後の納期限の翌日を起算日として計算されるために延滞金が発生することなく、納期限が1か月から4か月延長されるという有利な取扱いとなってしまうている。このような不公平な状態のもとで、返戻事務に多大な徴税費用を費やせば、法令等を遵守している者の遵法意識の低下、納税意欲の低下をもたらしかねない。住所変更時の届出義務の一層の周知を図るなど公平性の確保に努めるべきである。</p>		<p>ち、「少なくとも月4回以上かつ6か月以上の長期にわたって使用する見込みである場合」が減免の対象となる。当該要件に係る変更の有無は、はがきの確認事項ではなく照会されていない。</p> <p>将来の使用頻度見込みについては、減免申請時には必要書類である福祉事務所長等第三者の証明書で要件具備を確認するほど厳しく運用されているにもかかわらず、翌年度以降確認をしない取扱いは合理性に乏しい。当該要件に変更がないことを確認できるようにはがきの記載様式を変更すべきである。</p>					
<p>(ウ) 継続減免はがきの回答内容の確認について</p>							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="850 786 1193 819" style="text-align: center;">監査の結果</th> <th data-bbox="1193 786 1484 819" style="text-align: center;">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="850 824 1193 1491"> <p>先に述べたとおり、身体障がい者等に対する減免は、一旦承認されると、その後ははがきの回答内容に基づき処理されることとなる。このため、定期的に回答内容が適正か、又は複数台の適用を受けていないかなど検証を行う必要がある。具体的には、①死亡・県外転出等が生じていないか、②軽自動車についても減免を受けていないか、③障がいの等級に変動がないか、を確認することとなっている。このことについて確認したところ、②についてはおおむね適切に実施されていたものの、①については実施していない県税・総務事務所もあり、③については実地に監査した県税・総務事務所全てにおいて実施されていなかった。</p> <p>現況確認の往復はがきは、記入内容に係る証拠書類の添付を要しないものとしているため、回収した回答はがきの記載内容が適正なものかの検証は重要な意味があり必ず実施すべきである。一方で、上記確認手続について実施していない県税・総務事務所ではその理由として、効率的でない又は有効性に乏しいとの意見もある。そうであれば、より効率的・効果的な確認手続を検討し、実施すべきである。例えば、更新回数、対象者の年齢、障がいの内容などから、状況変化時期のトレンドを分析し合理的に抽出した相手先に対し、より詳細な調査手続を実施すると</p> </td> <td data-bbox="1193 824 1484 2101"> <p>自動車税の身体障がい者等減免に係る現況調査については、効果的な調査方法を検討し、実施していく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	監査の結果	講じた措置	<p>先に述べたとおり、身体障がい者等に対する減免は、一旦承認されると、その後ははがきの回答内容に基づき処理されることとなる。このため、定期的に回答内容が適正か、又は複数台の適用を受けていないかなど検証を行う必要がある。具体的には、①死亡・県外転出等が生じていないか、②軽自動車についても減免を受けていないか、③障がいの等級に変動がないか、を確認することとなっている。このことについて確認したところ、②についてはおおむね適切に実施されていたものの、①については実施していない県税・総務事務所もあり、③については実地に監査した県税・総務事務所全てにおいて実施されていなかった。</p> <p>現況確認の往復はがきは、記入内容に係る証拠書類の添付を要しないものとしているため、回収した回答はがきの記載内容が適正なものかの検証は重要な意味があり必ず実施すべきである。一方で、上記確認手続について実施していない県税・総務事務所ではその理由として、効率的でない又は有効性に乏しいとの意見もある。そうであれば、より効率的・効果的な確認手続を検討し、実施すべきである。例えば、更新回数、対象者の年齢、障がいの内容などから、状況変化時期のトレンドを分析し合理的に抽出した相手先に対し、より詳細な調査手続を実施すると</p>	<p>自動車税の身体障がい者等減免に係る現況調査については、効果的な調査方法を検討し、実施していく。</p>	
監査の結果	講じた措置						
<p>先に述べたとおり、身体障がい者等に対する減免は、一旦承認されると、その後ははがきの回答内容に基づき処理されることとなる。このため、定期的に回答内容が適正か、又は複数台の適用を受けていないかなど検証を行う必要がある。具体的には、①死亡・県外転出等が生じていないか、②軽自動車についても減免を受けていないか、③障がいの等級に変動がないか、を確認することとなっている。このことについて確認したところ、②についてはおおむね適切に実施されていたものの、①については実施していない県税・総務事務所もあり、③については実地に監査した県税・総務事務所全てにおいて実施されていなかった。</p> <p>現況確認の往復はがきは、記入内容に係る証拠書類の添付を要しないものとしているため、回収した回答はがきの記載内容が適正なものかの検証は重要な意味があり必ず実施すべきである。一方で、上記確認手続について実施していない県税・総務事務所ではその理由として、効率的でない又は有効性に乏しいとの意見もある。そうであれば、より効率的・効果的な確認手続を検討し、実施すべきである。例えば、更新回数、対象者の年齢、障がいの内容などから、状況変化時期のトレンドを分析し合理的に抽出した相手先に対し、より詳細な調査手続を実施すると</p>	<p>自動車税の身体障がい者等減免に係る現況調査については、効果的な調査方法を検討し、実施していく。</p>						
<p>(イ) 身体障がい者等に対する継続減免手続について</p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1106 507 1140" style="text-align: center;">監査の結果</th> <th data-bbox="507 1106 815 1140" style="text-align: center;">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1144 507 1709"> <p>身体障がい者等に対する自動車税の減免については、「継続減免」手続により、翌年度以降の事務の簡素化が図られている。当年度減免を受けている者に対し、自動車の使用状況等について「往復はがき」により確認を行い、期日までに回答があり、変更がないことが確認できた場合、減免継続の処理を行っている。変更があり、減免要件を満たさなくなった場合には、翌年度から減免しない取扱いとなっている。当該はがきは、本人運転の場合と生計同一者・常時介護者運転の場合の2種類がある。</p> <p>生計同一者運転等の場合の確認事項は、①対象自動車の使用の現況、②障がい等級等の変更の有無、③使用目的、運転者の変更の有無、④自動車名義が身体障がい者名義でない場合の身体障がい者の年齢の4項目である。</p> <p>一方で、生計同一者が身体障がい者の通院等のために運転する自動車の場合、その使用頻度が減免要件の一つとなっている。すなわ</p> </td> <td data-bbox="507 1144 815 2101"> <p>平成25年度分の自動車税の継続減免確認はがきから、使用頻度の変更の有無が確認できるよう様式の変更を行った。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	監査の結果	講じた措置	<p>身体障がい者等に対する自動車税の減免については、「継続減免」手続により、翌年度以降の事務の簡素化が図られている。当年度減免を受けている者に対し、自動車の使用状況等について「往復はがき」により確認を行い、期日までに回答があり、変更がないことが確認できた場合、減免継続の処理を行っている。変更があり、減免要件を満たさなくなった場合には、翌年度から減免しない取扱いとなっている。当該はがきは、本人運転の場合と生計同一者・常時介護者運転の場合の2種類がある。</p> <p>生計同一者運転等の場合の確認事項は、①対象自動車の使用の現況、②障がい等級等の変更の有無、③使用目的、運転者の変更の有無、④自動車名義が身体障がい者名義でない場合の身体障がい者の年齢の4項目である。</p> <p>一方で、生計同一者が身体障がい者の通院等のために運転する自動車の場合、その使用頻度が減免要件の一つとなっている。すなわ</p>	<p>平成25年度分の自動車税の継続減免確認はがきから、使用頻度の変更の有無が確認できるよう様式の変更を行った。</p>			
監査の結果	講じた措置						
<p>身体障がい者等に対する自動車税の減免については、「継続減免」手続により、翌年度以降の事務の簡素化が図られている。当年度減免を受けている者に対し、自動車の使用状況等について「往復はがき」により確認を行い、期日までに回答があり、変更がないことが確認できた場合、減免継続の処理を行っている。変更があり、減免要件を満たさなくなった場合には、翌年度から減免しない取扱いとなっている。当該はがきは、本人運転の場合と生計同一者・常時介護者運転の場合の2種類がある。</p> <p>生計同一者運転等の場合の確認事項は、①対象自動車の使用の現況、②障がい等級等の変更の有無、③使用目的、運転者の変更の有無、④自動車名義が身体障がい者名義でない場合の身体障がい者の年齢の4項目である。</p> <p>一方で、生計同一者が身体障がい者の通院等のために運転する自動車の場合、その使用頻度が減免要件の一つとなっている。すなわ</p>	<p>平成25年度分の自動車税の継続減免確認はがきから、使用頻度の変更の有無が確認できるよう様式の変更を行った。</p>						

<p>いった統計的な手法も有効である と考える。</p>		<p>務上の都合等により例外的に7月 以降の実施となる場合には、理由 を記した決裁書において然るべき 決裁を受けることが望まれる。</p>	
<p>(エ) 中古商品自動車に係る減免の実態調査について</p>		<p>(オ) 社会福祉事業を行う法人の所有する自動車に係る継続減 免手続きについて</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>	<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>中古自動車販売業者が商品として 所有し、かつ、展示する自動車 で、所定の要件を満たすものは自 動車税の年額の12分の3相当額を 減免することができる。当該減免 の適用を受けた中古商品自動車に ついては、6月に現地調査を行い 、実際に商品車として展示してあ るかを確認すると同時に、調査日 において既に売却された自動車がある 場合には、売買契約書や注文 書等により4月1日現在、中古自 動車販売業者が所有し、かつ、展 示していたことを確認することと なっている(自動車税課税事務マ ニュアル)。 実地監査の対象とした各県税・ 総務事務所で当該調査状況を報告 書等で確認したところ、以下の状 況であった。 ア 登録抹消やメンテナンス、代 車使用など売却以外の理由によ り、現車確認できなかったもの について、その旨記載されてい るだけであり、要件を充足して いると判断した根拠が不明であ る。 イ 売却済みのものについて、契 約書等のコピーを添付している 場合としていない場合がある。 ウ 7月半ば以降の実施が多い。 売却以外で現車確認できなかつ たものについては、商品として展 示の実態があったことを合理的に 推定し判断しなければならない。 担当者や各県税・総務事務所で判 断にばらつきがあってはならない 。このため、その根拠を記載し、 又は根拠資料を添付することで、 組織として当該判断の合理性を確 認できるようにすべきである。な お、売却分の契約書のコピーにつ いても、決裁者が担当者の適切な 事務処理を確認する上では添付す ることが望ましいと考える。 調査時期については、申請期限 (5月31日)とその後の異動を考 慮してマニュアル上6月に実施す ることとなっていると思われる。 可能な限り遵守するとともに、業</p>	<p>中古商品自動車の自動車 税減免に係る調査について 、現況結果報告書に十分な 根拠資料等の添付を徹底す ることとした。 また、現地調査時期は、 マニュアル通り6月中に実 施し、業務の都合等により 、例外的に7月に実施する 場合には、理由を付するこ ととした。</p>	<p>社会福祉事業を行う法人の所有 する自動車で、専ら当該事業の用 に供するものは宮崎県税条例第66 条第1項第2号に該当するものと して自動車税の減免の対象となっ ている。この減免手続は納税者か らの申請書に基づきなされる。そ して、減免を承認した年度の翌年 度以降については、「継続減免」 の手続が設けられており、事務処 理の簡素化が図られている。すな わち、対象となる納税義務者に対 して、毎年調査票により照会を行 い、自動車の使用状況の変更の有 無等について報告を求め、その結 果、当該事項に変更がないことが 確認されるものについては継続し て減免を行うこととする一方、使 用状況に変更があり、減免要件を 満たさないことが確認されたもの については、当年度の減免を取り 消している。 なお、調査票により照会される 自動車は毎年度2月頃の調査票出 力時点で税務電算トータルシステ ムに登録されている減免適用自動 車であり、その時点で廃車登録処 理が税務電算トータルシステムに 反映されているものは照会されな い。 調査票出力時点で当年度に廃車 登録済みの自動車については、調 査票に記載されないため照会され ず、仮に当年度の使用状況が減免 要件を具備していなくてもそれを 把握できないため、結果的に減免 が取り消されることはない。一方 で、使用中の自動車で減免要件を 満たさない場合は減免が取り消さ れるため、両者が整合しない取扱 いとなっている。廃車登録済み自 動車についても、当年度の廃車時 点までの使用状況を調査票に記載 し、照会すべきである。</p>	<p>当年度に廃車された自動 車についても、廃車時点ま での使用状況を調査するこ ととした。</p>
<p>(カ) 社会福祉事業を行う法人に対する実態調査について</p>		<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>前述の自動車税の減免を受けた</p>		<p>社会福祉法人が所有する</p>	

社会福祉事業を行う法人に対しては、調査票の回答内容の検証のため、任意に抽出した法人に対し、運行管理簿の調査等を行うこととなっている。

当該調査については、毎年度実施している県税・総務事務所がある一方で、平成20年度から平成22年度の3期間において全く実施されていない県税・総務事務所もあり、マニュアルが遵守されていない。また、報告書に「全車確認済」との記載があるのみで、調査の証跡書類がないため、何をどのように確認したか不明である調査や、「後日確認」としながら、確認手続を失念していた調査も見受けられた。

実態調査は回答内容の適正性を検証する重要な手続であり、毎年度実施することが望まれる。その際には、処理の是非についても確認できるように、実施した手続を明確にした記録を作成・保管すべきである。また、県又は市町村の行う社会福祉施設に対する指導監査とも連携することで、効率的に調査が行えると考える。

自動車税の減免車両の実態調査については、すべての県税・総務事務所で行った。

また、調査を実施しているものの、記録の作成・保管等が不十分であった県税・総務事務所については、記録の作成・保管等を徹底することとした。

なお、必要に応じ、社会福祉施設の指導監査の所管課との連携も図っていきたい。

(キ) 県外法人の所有する車両アンケート調査について

監査の結果	講じた措置
<p>県では、他県本店法人に係る県外ナンバー車の調査をアンケートや個別訪問形式で実施し、宮崎県ナンバーへの変更を促している。しかし、各県税・総務事務所において、アンケートの回答内容について分析しているものの、結果として何台の変更があったかの把握をしていない。</p> <p>当該調査の目的は、自動車の使用実態に基づく適正税収の確保であるから、目的の達成程度を把握し、費用対効果を検証し、今後の調査方針を決定するといった効率的な事務運営を図ることが必要である。</p>	<p>今後とも、費用対効果も考慮しながら、より効果的・効率的な調査を行っていくこととした。</p>

キ 自動車取得税

(ア) 自動車税・自動車取得税申告書(報告書)の記載事項等について

監査の結果	講じた措置
<p>自動車税・自動車取得税申告書(報告書)の提出控を閲覧したところ、申告書の納税者欄に押印のないものが散見された。申告書の</p>	<p>自動車税・自動車取得税申告書(報告書)への押印、必要事項の記載については、適切になされるよう努</p>

押印は必ずされるべきものであり、申告受付時の押印の確認を確実に行うことが必要である。

また、申告書に、取得原因、課税区分の記載がないものも散見された。本来、取得原因、課税区分の記載がないと税額の算定、確認はできないはずである。記載の確認を確実に行うことが必要である。

めていく。

ク 軽油引取税

(ア) 免税証の管理について

監査の結果	講じた措置
<p>有効期間の過ぎた未使用の免税証は返納される。返納された免税証は一定期間ごとに(年に3~4回)裁断処理がなされる。</p> <p>裁断時に添付する内訳書と免税証を一部突合したところ内訳書に記載漏れがあった。裁断時の作成途中のものを閲覧したということもあるが、免税証は金券であってその取扱いと管理には慎重を要する。</p>	<p>返納された免税証は不正流通防止のため、種類、枚数確認後、直ちに穿孔を行い、破棄伺い後、裁断破棄処分までの間、施錠できる金庫等で保管を行うよう徹底した。</p>

ケ 県たばこ税

(ア) 手持品課税の実施時の取組について

監査の結果	講じた措置
<p>たばこ税法及び地方税法の一部が改正され、平成22年10月1日から国及び地方のたばこ税の税率が引き上げられた。これに伴い、たばこを販売のため所持する小売販売業者に対して、たばこ税の手持品課税が実施された。</p> <p>手持品課税は、平成22年10月1日に行なわれ、県税関係では、県たばこ税の手持品課税申告書を平成22年11月1日までに提出し、平成23年3月31日までに税金を納付することとなっている。当該申告書の平成22年度の提出状況を確認したところ、期限後となる11月2日以降申告(期限後申告)が件数にして全体の約9パーセント、金額にして約5パーセントを占めていた。</p> <p>件数にして約9パーセントの事業者が期限後申告となったことを考えると、今後、手持品課税が実施される場合は、期限内に申告が行なわれるよう、積極的な取組が望まれる。</p>	<p>手持品課税については、国及び市町村と連携を図りながら、期限内申告の周知に努めていきたい。</p>

コ ゴルフ場利用税

(ア) 特例税率の適用届の期限について

監査の結果	講じた措置
<p>ゴルフ場利用者の中で、早朝利用者等については、①別に利用条件及び利用料金が定められた表示がなされており、かつ、②その利用料金が通常の利用料金よりも2割（早朝又は薄暮時に利用する者にあっては5割）以上軽減されている場合は、税率を2分の1の税率（特例税率）とすることができる。この特例税率を適用する場合は、特例税率の適用を開始する7日前までに、県税・総務事務所に「ゴルフ場利用税の特例税率適用届」（別表3）を提出することとなっている。この適用届を見たところ、7日前提出が守られていないものもある。7日前提出の指導を徹底することが必要である。</p>	<p>提出期限を遵守するよう各ゴルフ場へ指導を徹底した。</p>

サ 産業廃棄物税

(ア) 課税資料の編綴方法について

監査の結果	講じた措置
<p>一部の県税・総務事務所において、特別徴収義務者一覧表と特別徴収義務者登録申請、同登録控、同登録変更届、同休止届、同消滅届等と突き合わせを行ったが、それら各種届出書が種類別に整理して編綴されておらず、既に休止や廃止となった事業者の届出書と現在も事業継続中の事業者のそれとが順不同に編綴されており、ある事業者が特別徴収義務者一覧表になく、いつ消滅届が出ていつ抹消決議がなされたのか確認するのに困難を極めた。</p> <p>これら各種届出書は、課税や課税停止の根拠となる重要な資料であり、いつでも素早く正確に検索できるよう整理して編綴すべきである。</p>	<p>県税・総務事務所の状況に応じて、申請・登録の経緯が容易に検索できるように、各種届出の種類別の整理編綴若しくは特別徴収義務者ごとのファイルに編綴した。</p>

(イ) 産業廃棄物の調査について

監査の結果	講じた措置
<p>先に、「4 産業廃棄物税の調査」の項で記載のとおり、要領では全許可事業者を3年間で一巡する調査計画を立案し実施することを各県税・総務事務所に求めている。</p> <p>そこで、調査計画及び調査の記録（復命書）を閲覧したところ、全許可事業者を3年間で一巡するという調査計画は達成されていた。調査初年度が平成18年度である</p>	<p>産業廃棄物税調査チェックリストに基づき調査した内容及びその調査結果の適否に対する判断理由等について、内部で十分検証できるように調査報告書の作成することとした。</p>

<p>ので、既に2巡目に入っているところであるが、規模の小さい県税・総務事務所では時間ができた時に随時調査をしており、計画的な調査の実施についても検討が必要と思慮する。</p> <p>また、要領に従いチェックリストに経過と結果を丁寧に記入している県税・総務事務所もあれば、一部については、チェックリストにチェックマークを付けているだけで済ませている県税・総務事務所や、チェックリストの添付そのものの添付を省略している県税・総務事務所も見受けられた。そのような調査報告書では調査の水準を検証することはできなかった。したがって、上位職責者等のチェックに耐えうるような調査報告書を作成すべきと考える。</p>	
---	--

(ウ) 保健所との連携について

監査の結果	講じた措置
<p>保健所は、産廃処理業者に対して水質検査や焼却温度の調査等、様々な調査を行っており、保健所と連携することによって産廃処理業者の様々な情報に接している。</p> <p>県税・総務事務所によっては、保健所との連携を密にして調査には保健所員も同行している県税・総務事務所、新規・廃止の情報だけは確認している県税・総務事務所、保健所との意見交換をしていない県税・総務事務所と対応は様々であった。</p> <p>保健所からの産廃業者に関する情報は、調査そのものや調査の準備において有用であり、要領にも「保健所との連絡を密にし」とあることから、全県税・総務事務所が同水準で保健所との連携を密にすべきである。</p>	<p>従来から行っている県循環社会推進課や宮崎市に対する施設等の許認可関係や稼働状況に係る確認に加え、保健所との情報交換の機会設定や現地調査の際の同行依頼を行うなど、連携強化を図った。</p>

シ 滞納整理

(ア) 不納欠損処理の期間帰属について

監査の結果	講じた措置				
<p>各県税・総務事務所で平成22年度において不納欠損処理されているものにつき、関係書類を閲覧したところ、次の事案が見受けられた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">滞納者</td> <td style="width: 15%;">破産手続開始通知書受領年月</td> <td style="width: 15%;">破産手続終結年月</td> <td style="width: 15%;">滞納処分執行停止・即時不能欠損処理年月</td> </tr> </table>	滞納者	破産手続開始通知書受領年月	破産手続終結年月	滞納処分執行停止・即時不能欠損処理年月	<p>不納欠損処理に当たっては、執行停止後の事後調査を適切に行うとともに、破産案件については、破産管財人等に対して情報収集に努めることとした。</p>
滞納者	破産手続開始通知書受領年月	破産手続終結年月	滞納処分執行停止・即時不能欠損処理年月		

<table border="1"> <tr> <td>A社</td> <td>平成20年12月</td> <td>平成21年6月</td> <td>平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>平成20年12月</td> <td>平成22年3月</td> <td>平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>平成20年7月</td> <td>平成21年2月</td> <td>平成22年6月</td> </tr> </table>	A社	平成20年12月	平成21年6月	平成22年8月	B社	平成20年12月	平成22年3月	平成22年8月	C社	平成20年7月	平成21年2月	平成22年6月	<p>不納欠損処理は慎重に行うべきである。特に、破産の場合、破産手続開始の申立や決定があった場合は、必ずしも裁判所から徴税機関に通知されるものではないため、早期の情報収集など手続の進捗状況を年度ごとにおいて確認すべきと考える。</p>	<p>の重要な調査であり、適切に実施されなければ、資力があるにもかかわらず徴収が行われないこととなり、税負担の公平性を欠くこととなる。したがって、組織的に当該判断の是非を確認できるような形で調査記録を作成・保管することが重要である。これは同時に、事務処理の事後的な検証や円滑な引継ぎの点においても有用である。</p>	
A社	平成20年12月	平成21年6月	平成22年8月												
B社	平成20年12月	平成22年3月	平成22年8月												
C社	平成20年7月	平成21年2月	平成22年6月												
<p>(イ) 執行停止後の事後調査手続について</p>		<p>(ウ) 不適切な滞納整理事務について</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>滞納処分の執行を停止した滞納者については、停止後においても継続的に資力の回復状況又は所在の調査を行うこととされ、少なくとも停止を行ってから1年を経過して2年を経過する日の前日までに1回、執行停止期間満了前に1回事後調査を実施することとされている(管理徴収事務取扱要領)。この場合、所定の様式の執行停止事後調査書を作成することとなっているが、当該調査書を閲覧したところ、以下の事案が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「前回調査と変化なし」、「状況に変化なし」などの記載があるが、どのような調査をしてそのような結論に至ったかの記録がない。 調査書に添付されている調査票には「商業登記簿閲覧するも異動なし」、「預金調査するも財産なし」などの調査項目に○が付されているが、当該調査結果を示す書面が残されていない。(調査票には予め調査項目が列挙されており、実施した調査に○を付す形式となっているが、どの調査を実施するかは担当者の判断に委ねられている。) 執行停止事後調査書の決裁印がない、決裁日が記入されていない。 <p>また、そもそも事後調査そのものを失念しているケースもあった。</p> <p>執行停止後の事後調査は、執行停止の継続の適否を判断するため</p> </td> <td> <p>執行停止後の事後調査については、管理徴収事務取扱要領に基づき、調査した結果の書類を添付するなど適切な事務処理を行うこととした。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	監査の結果	講じた措置	<p>滞納処分の執行を停止した滞納者については、停止後においても継続的に資力の回復状況又は所在の調査を行うこととされ、少なくとも停止を行ってから1年を経過して2年を経過する日の前日までに1回、執行停止期間満了前に1回事後調査を実施することとされている(管理徴収事務取扱要領)。この場合、所定の様式の執行停止事後調査書を作成することとなっているが、当該調査書を閲覧したところ、以下の事案が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「前回調査と変化なし」、「状況に変化なし」などの記載があるが、どのような調査をしてそのような結論に至ったかの記録がない。 調査書に添付されている調査票には「商業登記簿閲覧するも異動なし」、「預金調査するも財産なし」などの調査項目に○が付されているが、当該調査結果を示す書面が残されていない。(調査票には予め調査項目が列挙されており、実施した調査に○を付す形式となっているが、どの調査を実施するかは担当者の判断に委ねられている。) 執行停止事後調査書の決裁印がない、決裁日が記入されていない。 <p>また、そもそも事後調査そのものを失念しているケースもあった。</p> <p>執行停止後の事後調査は、執行停止の継続の適否を判断するため</p>	<p>執行停止後の事後調査については、管理徴収事務取扱要領に基づき、調査した結果の書類を添付するなど適切な事務処理を行うこととした。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>滞納処分票の閲覧において、次の滞納整理事案が見受けられた。</p> <p>【事案】</p> <p>鉄骨2階建共同住宅に係る不動産取得税の滞納処分の事案である。</p> <p>滞納処分てん末表によれば、競売申立人の申立取下げ後、当該事実を確認するまで2年以上経過している。また、対象不動産の所有権の所在や納税者死亡後の相続関係についての書面はなく、執行停止決議書には「財産調査行っても差押え財産なし」との記載がある。事後調査書においても財産や状況等について「不明」又は「なし」といった記載があるのみである。</p> <p>県が早期に状況把握していれば、差押え等によって徴収できた可能性もある事案である。少なくとも年に1回から2回は状況確認を実施し、適時・迅速に対応することが望まれる。また、このケースでは、対象不動産の名義や相続人に関しての調査は必須であり、当該記載がないのは不適切である。なお、どのような調査を実施し、「なし」や「不明」といった結論に至ったかを記録し、管理すべき点については先に述べたとおりである。</p> </td> <td> <p>滞納整理事務に当たっては、個々の滞納者の資産状況等の把握に努めるとともに、適切な進行管理を行っていくこととした。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	監査の結果	講じた措置	<p>滞納処分票の閲覧において、次の滞納整理事案が見受けられた。</p> <p>【事案】</p> <p>鉄骨2階建共同住宅に係る不動産取得税の滞納処分の事案である。</p> <p>滞納処分てん末表によれば、競売申立人の申立取下げ後、当該事実を確認するまで2年以上経過している。また、対象不動産の所有権の所在や納税者死亡後の相続関係についての書面はなく、執行停止決議書には「財産調査行っても差押え財産なし」との記載がある。事後調査書においても財産や状況等について「不明」又は「なし」といった記載があるのみである。</p> <p>県が早期に状況把握していれば、差押え等によって徴収できた可能性もある事案である。少なくとも年に1回から2回は状況確認を実施し、適時・迅速に対応することが望まれる。また、このケースでは、対象不動産の名義や相続人に関しての調査は必須であり、当該記載がないのは不適切である。なお、どのような調査を実施し、「なし」や「不明」といった結論に至ったかを記録し、管理すべき点については先に述べたとおりである。</p>	<p>滞納整理事務に当たっては、個々の滞納者の資産状況等の把握に努めるとともに、適切な進行管理を行っていくこととした。</p>					
監査の結果	講じた措置														
<p>滞納処分の執行を停止した滞納者については、停止後においても継続的に資力の回復状況又は所在の調査を行うこととされ、少なくとも停止を行ってから1年を経過して2年を経過する日の前日までに1回、執行停止期間満了前に1回事後調査を実施することとされている(管理徴収事務取扱要領)。この場合、所定の様式の執行停止事後調査書を作成することとなっているが、当該調査書を閲覧したところ、以下の事案が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「前回調査と変化なし」、「状況に変化なし」などの記載があるが、どのような調査をしてそのような結論に至ったかの記録がない。 調査書に添付されている調査票には「商業登記簿閲覧するも異動なし」、「預金調査するも財産なし」などの調査項目に○が付されているが、当該調査結果を示す書面が残されていない。(調査票には予め調査項目が列挙されており、実施した調査に○を付す形式となっているが、どの調査を実施するかは担当者の判断に委ねられている。) 執行停止事後調査書の決裁印がない、決裁日が記入されていない。 <p>また、そもそも事後調査そのものを失念しているケースもあった。</p> <p>執行停止後の事後調査は、執行停止の継続の適否を判断するため</p>	<p>執行停止後の事後調査については、管理徴収事務取扱要領に基づき、調査した結果の書類を添付するなど適切な事務処理を行うこととした。</p>														
監査の結果	講じた措置														
<p>滞納処分票の閲覧において、次の滞納整理事案が見受けられた。</p> <p>【事案】</p> <p>鉄骨2階建共同住宅に係る不動産取得税の滞納処分の事案である。</p> <p>滞納処分てん末表によれば、競売申立人の申立取下げ後、当該事実を確認するまで2年以上経過している。また、対象不動産の所有権の所在や納税者死亡後の相続関係についての書面はなく、執行停止決議書には「財産調査行っても差押え財産なし」との記載がある。事後調査書においても財産や状況等について「不明」又は「なし」といった記載があるのみである。</p> <p>県が早期に状況把握していれば、差押え等によって徴収できた可能性もある事案である。少なくとも年に1回から2回は状況確認を実施し、適時・迅速に対応することが望まれる。また、このケースでは、対象不動産の名義や相続人に関しての調査は必須であり、当該記載がないのは不適切である。なお、どのような調査を実施し、「なし」や「不明」といった結論に至ったかを記録し、管理すべき点については先に述べたとおりである。</p>	<p>滞納整理事務に当たっては、個々の滞納者の資産状況等の把握に努めるとともに、適切な進行管理を行っていくこととした。</p>														
<p>ス 税務システム</p>		<p>(ア) 情報セキュリティ実施手順の運用状況について</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>税務電算トータルシステムは、情報セキュリティ確保のため、情報セキュリティ対策を具体的に定めた「情報セキュリティ実施手順」に基づき、運用されている。しかしながら、以下のとおり、適切な運用がなされていない点が見受</p> </td> <td> <p>手順書の内容のとおり運用していない点については、手順書を遵守した運用に改めた。また、手順書については、業務の実態に即した見直しを行った。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	監査の結果	講じた措置	<p>税務電算トータルシステムは、情報セキュリティ確保のため、情報セキュリティ対策を具体的に定めた「情報セキュリティ実施手順」に基づき、運用されている。しかしながら、以下のとおり、適切な運用がなされていない点が見受</p>	<p>手順書の内容のとおり運用していない点については、手順書を遵守した運用に改めた。また、手順書については、業務の実態に即した見直しを行った。</p>									
監査の結果	講じた措置														
<p>税務電算トータルシステムは、情報セキュリティ確保のため、情報セキュリティ対策を具体的に定めた「情報セキュリティ実施手順」に基づき、運用されている。しかしながら、以下のとおり、適切な運用がなされていない点が見受</p>	<p>手順書の内容のとおり運用していない点については、手順書を遵守した運用に改めた。また、手順書については、業務の実態に即した見直しを行った。</p>														

手順書の項目	手順書の内容（要約）	運用状況
バックアップ	バックアップ手順書に従い、バックアップを取得する。	手順書は存在しない。（バックアップはシステム上自動的に取得される。）
クライアント PC のソフトウェア管理	アンチウィルスソフトは常時動作しているかなどチェックを行う。	システム上自動的にチェックされるため、特別には実施していない。なお、チェックの記録はない。
入退室管理	DBサーバ設置場所への入退出は記録簿による管理を行う。	記録簿は作成されていない。（設置場所が、管理者の執務室内にあり、厳密な入退出管理はしていない。）
情報の分類	重要度に応じて各種記録媒体を分類し、ラベルを付す。	情報の分類、ラベル付けはされていない。
情報の管理・利用	分類された重要度に応じて、重要度が高いものは、廃棄の記録を取る。	廃棄の記録は取られていない。

手順書を遵守し、適切な運用を図るべきである。なお、手順書作成時と状況が変わったことなどにより、手順書が業務の実態に即していない場合は、適時に手順書を見直すことが必要である。また、点検・チェック時には必ずその記録簿を作成し、実施の状況明らかにしておくことが望まれる。

(イ) アクセス管理（ID、パスワード管理）について

監査の結果	講じた措置
<p>税務電算トータルシステムにアクセスする際の ID については、税務課にて各県税・総務事務所のものを管理している。パスワードは、各職員の管理に委ねられており有効期限の設定や定期的な変更が実施される体制になっていない。</p> <p>パスワードが外部第三者に漏れると、不正操作による情報の漏えいやデータの改ざん・消去等の事故が発生する危険性がある。パスワードの有効期限の設定や定期的な変更を実施する体制整備が望ま</p>	<p>税務電算トータルシステムにアクセスする際には、二重のパスワードが必要となっているなど、不正なアクセスを防止する体制となっているが、更にセキュリティの強化を図るため、パスワードについては有効期限を設定し定期的に変更することとした。</p>

れる。特に、これらについては個人の裁量に委ねると実効性が確保されないおそれがあるのでシステム上強制的に行われるようにシステム機能を変更することも考慮すべきであると考え。

(ウ) 外部記録媒体の管理について

監査の結果	講じた措置
<p>現状では、USBメモリー等の外部記録媒体を用いて税務電算トータルシステム内のデータを自由に持ち出すことが可能となっている。外部記録媒体でのアクセスに上席者の承認も必要とされておらず、データコピーの状況も記録として残るようにはなっていない。加えて職員の個人保有のUSBメモリーを自由に使える環境にある。</p> <p>外部記録媒体でのデータへの自由なアクセスはシステムセキュリティ上、データの外部流出等の重大な問題を引き起こしかねない。県では今後、USBメモリー等の登録制度や自動暗号化システムの活用を推進していく予定であるという。これら施策を早急に実施していくとともにあらかじめ登録した特定のUSBメモリーにしか書き込みができないシステム上の措置も検討されることが望まれる。</p>	<p>税務課及び県税・総務事務所設置の税務電算トータルシステム専用端末に県で採用しているものと同じのUSB暗号化ソフトを導入し、強制暗号化機能のあるUSBメモリのみを使用することとした。</p>

(エ) 県税事務の取扱いについて

監査の結果	講じた措置
<p>県税事務は、課税事務にしても徴収事務にしても、地方税に関する法令や条例等を根拠に事務処理をすることになっている。例えば、地方税法においては、各税目の申告期限、納期限、税率、延滞金、加算金等が規定され、宮崎県税条例には必要に応じその地方税法を補足する規定が置かれている。</p> <p>県税事務においては、今後とも各関係法令等に準拠した取扱いを行うとともに、税務を取り巻く環境に的確に対応するため効率化も念頭に置いた事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>今後とも、適正、公平、効率的な税務行政の推進のため、毎年度、基本方針を定めるなどし、適切な事務処理に努めていく。</p>

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり

指定した。

平成25年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

名 称	所 在 地	指定年月日
住宅型有料老人ホームアンシャンテ平和の森	宮崎市平和が丘西町34番1	平成25年3月27日
社会福祉法人広和会特別養護老人ホームふじ野園	宮崎市宮崎駅東三丁目9番10	平成25年3月27日

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成25年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
社会医療法人同心会古賀総合病院	名称	新	社会医療法人同心会古賀総合病院
		旧	医療法人同心会古賀総合病院

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成25年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

名 称	所 在 地	取消年月日
社会福祉法人慶明会特別養護老人ホームさくら苑	東諸県郡国富町大字三名字初田2621番6	平成25年3月27日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第101号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年4月4日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業(以下「かさご延縄漁業」という。)による年間の漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

地区	操業区域	漁獲量の上限(トン)
県北	共同漁業権第1号から第9号以内	3.8
児湯	共同漁業権第9号から第12号以内	1.2
中部	共同漁業権第13号及び第14号以内	1.0
県南	共同漁業権第14号から第18号以内	1.6
計		7.6

2 宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、1に定めるカサゴの漁獲量の上限の8割に達した場合には、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。

3 かさご延縄漁業の承認を受けた者は、1の漁獲量の上限に達したとして委員会が通知したときは、当該漁業の操業を停止するものとする。

4 この指示の有効期間は、平成25年4月15日から平成26年3月31日までとする。

県議会告示

公印規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年4月4日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

宮崎県議会告示第2号

公印規程の一部を改正する告示

公印規程(昭和44年宮崎県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個 数	使用 範囲	公印管 守者	種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個 数	使用 範囲	公印管 守者
[略]						[略]					

金銭 分任 出納 員印	宮 崎 県 議 会 事 務 局 総 務 課 金 銭 分 任 出 納 員 印	[略]	金銭 分任 出納 員印	宮 崎 県 議 会 事 務 局 何 何 課 金 銭 分 任 出 納 員 印	[略]
[略]			[略]		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。